

改正卸売市場法に基づく宮崎市卸売市場における青果部の取引ルールの策定について

事項	内容		
①売買取引の方法 (せり・相対品目の設定)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○個選もので、人参、ごぼう、きゅうり、かぼちゃ、トマト、ピーマン、とうもろこし、甘藷、ばれいしょ、さといも、らっきょう、千切大根は、せり売り又は入札の方法で卸売をしなければならない。 ○上記のもので相対売りを行う場合、卸売業者は開設者に承認申請書を提出し、開設者の承認を受けなければならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○せり割合、相対割合の品目については、条例・規則では規定しない。 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は、買受人の需給バランスを考慮してせり・相対を設定するものとする。 ○開設者は、買受人の需給バランスを考慮してせり・相対を行っていないと判断したときは、卸売業者に改善を求めることができる。 	
②卸売業者の業務の規制 (市場外販売の規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は、開設区域内において卸売業の許可に係る生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとする場合は、当該許可に係る業務として卸売をするときを除き、市長の承認を受けなければならない。 ○市長は、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときはこれを承認してならず、承認をしようとするときは、市場取引部会の意見を聴かなければならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○現行のとおり 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は卸売業務の役割を重視し、仲卸業者、売買参加者との役割を維持するため。 	
③卸売の相手方の制限 (第三者販売の規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <例外規定> ①市場における入荷量が著しく多いか、品目・品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合 ②仲卸業者及び売買参加者に卸売をした後、残品を生じた場合 ③他の卸売市場とあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき卸売する場合 ④農林漁業者及び食品製造業者等とあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき卸売する場合 ○第三者販売を行う場合は、卸売業者は開設者に許可申請書を提出し、開設者の許可を受けなければならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○県内業者への第三者販売は原則禁止、県外業者への県特產品目(県内産のきゅうり、ピーマン、さといも、千切大根、とうもろこし、らっきょう、トマト)の第三者販売は原則禁止とする。ただし、下記の場合は例外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <例外規定> ①市場における入荷量が著しく多いか、品目・品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合 ②仲卸業者及び売買参加者に卸売をした後、残品を生じた場合 ③他の卸売市場とあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき卸売する場合 ④出荷者から販売先の指定があった場合 ⑤出荷者から希望価格の提示がありその価格に達しないもの又は出荷者から提示があるなしに関わらず、その価格で卸売すると出荷者が著しく不利益を被る場合 ⑥その他市長が認める場合 ○第三者販売を行う場合は、開設者への申請書・届出書は原則不要とする。ただし、例外規定⑥の場合は、開設者へ許可申請書を提出し、開設者の許可を受けなければならない。 ○市場内の取引が阻害されない範囲(買受人の需要を考慮)で行う。影響が認められた場合は、開設者から卸売業者へ改善を求めることができる。 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者と買受人との役割・商圈を維持するため、一部規制を設ける。ただし、柔軟に対応できるよう例外規定を設ける。 	
④市場外にある物品の卸売の禁止 (商物一致の規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。 	
	改正案	<ul style="list-style-type: none"> ○規定なし 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送コスト削減のため。 	
⑤卸売の相手方としての買受けの禁止 (自社買いの規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は、卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けはならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○規定なし 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○取引にかかる卸売業者の柔軟な対応を可能とするため。 	
⑥卸売業者の買受物品等の制限 (再上場の規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者から一度卸売した物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けはならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○現行のとおり 	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ○取引参加者の恣意的な価格操作を防止するため。 	

事項	内容		
⑦仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○仲卸業者は、取扱品目の物品について販売の委託の引受けをしてはならない。 ○仲卸業者は、取扱品目の物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを買い入れて販売しようとする場合であって、あらかじめ開設者の許可を受けているときは、この限りでない。 ○仲卸業者は、直荷引きを行う場合、仲卸業者は開設者に許可申請書を提出し、開設者の許可を受けなければならない。 ○仲卸業者は、直荷引きを行い販売した場合、その販売数量、金額等を開設者に届け出なければならない。仲卸業者はその金額に応じて使用料を納付しなければならない。 	
	改正	<ul style="list-style-type: none"> ○仲卸業者は、取扱品目の物品について販売の委託を引受けをしてはならない。(現行のとおり) ○仲卸業者が、取扱品目の物品を市場の卸売業者以外の物から買入れて販売する場合、原則自由とするが、一部条件を設ける。 <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ①卸売業者の確認をとること ②仲卸業者は、仕入れ数量の50%以上を直荷引きすることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ○仲卸業者は、直荷引きを行い販売した場合、販売数量、金額等を開設者に届け出なければならない。仲卸業者はその金額に応じて使用料を納付しなければならない。 	
	理由	○仲卸業者と卸売業者との役割を維持するため。	
⑧仲卸業者の業務の規制 (市場外販売の規制)	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○仲卸業者は、開設区域内においてその許可に係る取扱品目の物品の販売をしようとする場合は、当該許可に係る業務として卸売をするときを除き、市長の承認を受けなければならない。 ○市長は、当該申請に係る販売が仲卸の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるとときはこれを承認しない、承認をしようとするときは、市場取引部会の意見を聴かなければならない。 	
	改正	○現行のとおり	
	理由	○仲卸業者と売買参加者との役割を維持するため。	
⑨卸売業者の許可制度	現行	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は農林水産大臣が許可を行う。 ○せり人は卸売業者が登録申請し、開設者が登録を行う。 	
	改正案	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者は開設者が許可を行う。 ○せり人は卸売業者が開設者へ届出を行う。 	
	理由	○開設者が市場卸売業者として適正であると認め、また、適切な指導監督を行うため許可制を維持する。	
⑩仲卸業者の許可制度	現行	○仲卸業者は開設者が許可を行う。	
	改正	○現行のとおり	
	理由	○開設者が市場仲卸業者として適正であると認め、また、適切な指導監督を行うため許可制を維持する。	
⑪売買参加者の承認制度	現行	○売買参加者は開設者が承認を行う。	
	改正	○現行のとおり	
	理由	○開設者が市場売買参加者として適正であると認め、また、適切な指導監督を行うため承認制を維持する。	
⑫買出入人の登録制度	現行	○買出入人は開設者が登録を行う。	
	改正	○現行のとおり	
	理由	○開設者が市場買出入として適正であると認め、また、適切な指導監督を行うため登録制を維持する。	
⑬運営協議会	現行	市場運営協議会を置き、協議会は運営に関する事項等について調査審議し、開設者に対して意見を述べることができる。	
	改正	○現行のとおり	
	理由	○幅広く意見を聞くために、必要であると考えているため。	